



# 休止に関するご注意

必ずお読み下さい。

## 【一時休止について】

- 建替えや転勤など、長期間TVをご利用されない場合、ご契約情報を保持したまま、TVの視聴を停止することができます。
- 機器の撤去工事(無料)が必要となります。内容によってはお立会いが必要となります。
- NHK受信料につきましては、こちらでは契約変更・解除手続きはできません。直接NHKへお問合せ下さい。
- お申し込み時に、休止期間中ご連絡のつくご住所、お電話番号を登録させていただきます。(賃貸ご入居者を除く)

## 【ご利用料金について】

- 休止日の属する月までのご利用料金が発生いたします。日割り計算はいたしません。
- 最終月の利用料金につきましては、休止届のご提出時に現金にてご精算いただきます。
- 休止日の翌月分より、ご請求が停止となります。

## 【休止中の状態について】

- 休止期間中は、当社が提供する地上デジタル・BS・CS放送がすべて受信出来なくなります。ただし、一部の地上デジタル放送(NHK・山梨放送・テレビ山梨) および、BS・CS放送は、お客様にてアンテナ設置していただくことで視聴可能です。
- 休止期間中、未撤去の設備においては、お客様にて管理していただきます。お客様の過失による故障・破損の場合は、お客様負担にて機器を交換させていただきますのでご了承下さい。

## 【休止期間および期間経過後の取扱いについて】

- 利用休止の取扱い期間は最長3年間です。賃貸オーナー様については、最長10年間となります。
- 3年(または10年)の休止期間が経過する1ヶ月前までに、当社よりお客様がご指定のご住所へ、期限到来のご案内をお送り致します。休止期間内に所定のお手続きをしていただくことで、3年(または10年)単位で休止期間を更新できます。(要更新手数料)
- 3年(または10年)の休止期間が経過するまでに、再開もしくは休止期間の更新をされない場合、自動的に加入権失効となります。失効後、再度視聴する場合は、新規加入扱いとなりますのでご注意下さい。
- ご連絡先に変更があった場合で、当社が変更を知り得ず、期限到来の通知が届かなかった場合は、休止期間満了日を解約日として取扱いいたしますので、ご注意下さい。

## 【休止後、再度視聴する場合について】

- 休止解除届のご提出後、工事日よりご視聴できます。(再接続料または移設工事費が必要です。)
- 引落口座が未登録の方は、ご登録後に接続いたします。

## 【休止後、解約する場合について】

- 解約届をご提出後、全ての設備を撤去いたします。
- 解約届のご提出および、設備撤去工事の完了をもって解約となります。

## ❗ 以下の場合は、お早めにご連絡下さい。

- 物件の取り壊しをするとき
- 物件を売却するとき
- 他局でのCATV加入を検討しているとき
- ご連絡先住所・TELなど、ご契約情報に変更があったとき

上記内容を確認いたしました。

ご署名

--

白根ケーブルネットワーク(株)

TEL 055-282-6611

CATV 記入欄	月額利用料	円	20	年	月分まで
	最終請求	<input type="checkbox"/> 利用料 月分	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 振込	
		<input type="checkbox"/> 利用料 月分			
	<input type="checkbox"/> 更新手数料 3,300円				
		<input type="checkbox"/>			
	合計	円	<input type="checkbox"/> 口座振替	20	年 月 日 振替

確認

休止届